

鳥獣被害対策に係る研修会事業仕様書

本仕様書は、双葉地方広域市町村圏組合（以下「発注者」という。）が発注する双葉郡におけるイノシシ被害対策に係る研修会の開催業務（以下「請負業務」という。）を請負う者（以下「請負者」という。）の業務について、必要な事項に関して定めるものとする。

（背景・目的）

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、長期間の避難を余儀なくされた避難地域では、住民の帰還に向けた各種の取組が進められている。しかしながら、長期間の避難によって、イノシシ等の有害鳥獣が市街地に定着したことから、不在住居への侵入等の生活環境被害が発生しており、人身事故の危険性が高まっている。そこで、住民の一時帰宅及び帰還の大きな阻害要因となっている有害鳥獣の対策を行う必要がある。

このため、市町村、県、国は野生鳥獣の専門家と共に、平成29年1月に「避難12市町村鳥獣被害対策会議（以下「対策会議」という）」を設置し、イノシシ等の対策について広域的な取組を行うこととした。平成29年度からは市町村担当職員を対象に鳥獣対策研修会を開催し、その中でイノシシの生態に関する知識や被害対策のためのGPS発信器による行動調査や柵設置等のモデル事業、市町村個別被害対策の実施計画作成を行っているところであり、この結果、市町村担当職員のイノシシ等被害対策への専門的知識や技術の取得が進んできた。

イノシシ等鳥獣被害対策は、地域の実情に即した手法と継続した取組が必要であり、地域住民の意向を踏まえた対策の策定・実行が重要である。また、多岐にわたる復興業務のため人員が不足している市町村にとって、イノシシ等の鳥獣対策を担う職員の育成は最重要課題の一つである。

平成29年度についても研修会を行ってきたが、平成30年度については、対策会議の支援を受けながら、双葉地方8町村担当職員等が鳥獣対策に関する計画の立案、実行、検証、評価等を自らできるようスキルアップを図り、イノシシ等鳥獣被害対策の地域リーダーとなる人材の育成・確保を行うため研修会を実施する。

＜参考＞研修会対象町村の考え方

研修会の実施に当たっては、それぞれの町村が単独で行うよりも地域の合意の下、連携して取り組むことで事業効果を高めることができること、原子力発電所の事故により未だに広範囲な帰還困難区域を有していることから、長期間にわたり対策が必要となる双葉地域において人材の育成・確保が重要であることから、双葉地方の8町村で実施することとする。

1. 業務名

鳥獣被害対策に係る研修会事業

2. 実施期間

契約締結日から平成31年3月29日

3. 業務の概要

業務内容：イノシシの広域的な被害対策を進めるため、担当職員等を対象に研修会を開催する。具体的には以下に示す業務を行う。

(1) 町村職員等研修会

双葉地方8町村（広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村）で、イノシシの行動等の基礎知識や被害対策を進めるための住民の合意形成取得の手法、効果的な被害対策の技術、対策等を取りまとめた計画の作成手法、対策の評価手法等について、町村職員等が知識や技術を得るための研修会について、県が配置する避難地域鳥獣対策支援員（復興支援員）（以下「復興支援員」という。）及び県が委嘱している避難12市町村鳥獣被害対策に係る専門家チーム（以下「専門家チーム」という）と連携して管理運営を行う。

また、研修会事業の実施に当たっては、研修会事業の終了後も8町村がそれぞれ主体となり広域的な連携を維持しながら継続的に実施できるよう留意し、発注者はもとより福島県避難12市町村鳥獣被害対策会議構成員とも情報交換を密に行うものとする。

① 研修会の実施回数は次のとおりとする。

ア) 担当者研修会 8回

イ) 先進事例研修会(先進県視察想定) 2回

ウ) 町村現地研修 8町村別に現地で研修(最低16回)

※その他、鳥獣害対策に関する相談について必要に応じて対応する。

② ア) については、研修会の開催地は原則として富岡町内とし、1回当たりの参加者は35人程度とする。

(2) 業務の内容

① 研修会管理運営

- ・発注者、専門家チーム、復興支援員等との研修内容に関する打合せ
- ・構成町村、外部講師等との日程・開催場所の調整
- ・開催通知等を作成し、文書を発出する発注者に提出
- ・研修会の司会進行と運営

- ・ 現地研修会の事前調査と実施
- ・ 研修会実施記録の作成
- ② 研修会講師
 - ・ 研修会の内容に応じて、専門家チーム、専門的知識を有する者に依頼又は自ら講師を勤める
 - ・ 研修会資料作成
- ③ 現地研修（8 町村個別相談）
 - ・ 8 町村個別に現地で研修を実施
 - ・ 8 町村が実施するモニタリング調査等の事前分析と検証結果の研修を実施
 - ・ 必要に応じて、現地調査等を実施
 - ・ 必要に応じて専門家チーム又は専門的知識を有する者にアドバイスを依頼

（3）研修会内容の詳細

研修会の内容は、（1）で示したイノシシの行動等の基礎知識、被害対策を進めるための住民の合意形成取得の手法、効果的な被害対策の技術、対策等を取りまとめた計画の作成手法、対策の評価手法等について町村職員が知識や技術を得るとともに、担当職員等が鳥獣対策に関する計画の立案、検証、評価等を自らできるようにすることを目的とし、次の事項について請負者が研修プログラムを作成し、研修会を開催する。

- ① 地域リーダー育成
 - ・ 地域における対策実行者の育成を行うために必要な研修を行う。
 - ・ 人材育成制度において優れた事例のある先進県（例：島根県）を視察し、その制度の理解を深める。
- ② 持続性のある人材育成システムの構築
 - ・ 地域における対策実行者の育成を行うために必要な研修を行う。
 - 【再掲】
 - ・ 人材育成制度において優れた事例のある先進県を視察し、その制度の理解を深める。【再掲】
 - ・ 被害対策を進める上での住民の合意形成につなげる手法の習得のため研修を行う。
- ③ モニタリング技術の習得
 - ・ 効果的なモニタリング調査法について、研修を行う。

④モニタリングデータの活用

- ・データを活用して住民合意形成や地域づくりにつなげる手法を研修する。
- ・データを活用し、次年度計画へどのように反映させるかを研修する。

⑤現地研修

- ・1町村あたり最低2回（合計16回）実施する。
- ・現地研修の事前・事後の相談にも応じ、現地研修が効果的に行われるようにする。なお、必要に応じて現地調査等を実施する。
- ・現場での具体的な対策とその事前分析及び検証結果について研修する。
- ・効果的な対策やモニタリング調査、調査の解析手法、結果の次年度への反映について研修する。
- ・請負者等の専門的知識を有する者と専門家チーム、復興支援員、町村の担当者等が連携し、現地の状況を踏まえた研修(検討)を行う。その際、町村の担当者等が新たな課題に対応するために必要な広い知見を得られるよう工夫するとともに、得られた知見については、本業務終了後も参考として活用できるよう整理する。

4. 研修会の講師等

専門家チーム、専門的知識を有する者に依頼又は自ら講師を勤めることとし、請負者が発注者と協議しながら選定する。なお、外部に依頼する場合、これまで実施してきた「対策会議」による研修会の経緯を踏まえ選定する。また、研修会の講師の他、必要に応じて研修会に関するアドバイスを依頼する。

5. 業務報告書の作成

- (1) 本業務で行った内容について、業務報告書を作成する。
- (2) 発注者等から取得した情報の取扱いは、請負者の責任の下確実に行うこと。
- (3) 業務報告書のデータ等については、発注者の承認を受けずに使用しないこと。

6. 成果品

以下のものを提出すること。(納入先 発注者)

- ・業務報告書 15部
- ・業務報告書を収めたCD-ROM 3枚

《報告書内容》

- それぞれの研修会の実施状況
- 現地研修による町村の実施状況及び検証結果
- 研修により明らかになった8町村の課題等と今後の方向性

7. その他

(1) 成果品の帰属

成果品のすべては、発注者に帰属するものであり、発注者の承認を受けずに第三者に公表・貸与してはならない。

(2) 法令の遵守

請負者は、業務の実施にあたって関連する法令等を遵守しなければならない。

(3) 注意事項

請負者は、関係者に対し常に懇切で誠意ある態度で接するよう心がけ、その意志や主体性を最大限に尊重するものとする。

(4) 中立性の保持

請負者は、業務の遂行性にあたって、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。

(5) 秘密性の保持

請負者は、業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(6) 必要な資格

請負者は、プライバシーマーク認証取得など個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備していること。

(7) 打合せ等

請負者は、業務の実施にあたって、発注者と綿密な連絡をとり、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。また、発注者とともに復興支援員と連携しながら事業を進めること。

また、請負者は発注者からの必要な資料の提供又は説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(8) 対策会議との連携

対策会議と情報共有を密にし、連携して取り組むこと。

(9) 疑義の解釈等

本業務を行うに当たっては、発注者と十分に協議した上で実施すること。また、本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、請負者で協議の上、これを定める。